公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2017 年度
事業報告書

2018 年 3 月

Save the Children

目次

はじめに 4
2017 年事業報告概要 5
事業一覧 11
海外事業 11
国内事業 15
東日本大震災復興支援フォローアップ事業 15
国内緊急・復興支援 15
アドボカシー 16
事業報告詳細 17
I. 東南アジア地域 17
1．ベトナム 17
2．ミャンマー 18
3．タイ 20
4．インドネシア 20
II. 北東アジア地域 20
1．モンゴル 20
III. 南・南西アジア地域 22
1．インド 22
2．バングラデシュ 23
IV. 中近東地域 23
1．レバノン 23
2．イエメン 24
V. アフリカ地域 24
1．ウガンダ 24
VI. 国内事業 25
1．子ども虐待の予防 25
2．子どもの貧困問題の解決 26
3．災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上 26
4．東日本大震災復興支援フォローアップ事業 26
5．熊本地震復興支援 27
6．鳥取地震緊急支援 27
7．九州北部緊急支援 28
VII. アドボカシー 28

はじめに

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、1986 年の設立以来、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちのために、子どもたちとともに事業を実施してきた。

本報告書の対象となる 2017 年度は 2015 年に策定された当法人の 2016－2018 中期戦略実施の第 2 年度であった。この戦略はセーブ・ザ・チルドレンが、世界規模で策定した 2030 年までのビジョンに加え 2016―18 年の戦略と整合性を図ったもので、事業実施、資金調達、組織運営のかかわる事項を盛り込んだ組織横断型のものである。この中期戦略に基づき、2017 年度事業計画が策定され、同計画に沿って組織運営、事業実施が行われた。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが駐在員を派遣するなどして実施した事業、組織運営について記載する。

2017 年事業報告概要

2017 年度の重点テーマに関わる事業実施、組織運営に関わる優先課題と活動概要は以下の通り。

A. 重点テーマによる事業実施

優先課題 1：重点分野・地域への集中強化

子どもの権利基盤型アプローチ、ならびにこれまでの経験・知見に基づき、重点分野・地域において、特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもへの支援を強化する。

【重点テーマ】

1 海外事業

1) 教育

- 2017 年度は、モンゴルにおける世界銀行社会開発基金による遠隔地における就学前教育事業が大きな成果を収めて終了した。この事業を通して、世界銀行およびモンゴル政府との信頼関係を強化することにもつながった。
- 紛争下にあるイエメンにおいて、ジャパン・プラットフォーム（JPF）の資金を活用して、紛争の影響を受けた子どもたちに教育の機会を提供する事業を開始した。
- 平成 28 年度外務省 NGO 研究会「脆弱国に対する教育支援と NGO の役割」の活動の一環として、1 月に東京で「緊急下における教育と難民のための教育：今なすべきこととは？」と題するシンポジウムを開催し、この分野をリードする日本の NGO としての認知度向上に貢献した。

2) 保健・栄養

- ベトナム北部における少数民族の子どものための栄養改善事業が開始された。本事業も、上記モンゴル事業同様、世界銀行の社会開発基金を通して実現されたものである。
- 独立行政法人国際開発機構（JICA）の資金を受けてミャンマーで母子保健事業が開始された。

3) 保護

- モンゴルにおいて、JICA の資金を受けて、要保護児童支援制度の強化を目指す事業の最終年度の活動が実施された。このなかで、ポジティブ・ディシプリン（PDEP）の研修が本格的に開始した。この事業の成果に対して、JICA から高い評価を受けており、2018 年 4 月には追加資金を受けて継続事業が開始することとなった。
- 外務省資金によるミャンマーにおける紛争地域における子どもの保護・教育事業の 2 年次が開始された。
- JPF 資金を受けて、レバノン国内に居住しているシリア難民の子どもの保護事業を開始した。本事業は、難民コミュニティのメンバーが自分たちで子どもたちを守っていくことができるように、様々なキャパシティ開発を行うものである。

- 10 月にバンコクにて開催されたセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルによる、子どもの保護システムの会議に、海外事業部職員が参加し、特に紛争状況下における保護システムのあり方について知見を共有した。
- セーブ・ザ・チルドレン・香港、同中国事務所、同モンゴル事務所の子どもの保護に従事する職員が 12 月に来日し、東京を中心に日本の社会福祉、子どもの保護に関する視察を行った。この活動を通し、セーブ・ザ・チルドレンの東アジアのメンバーのネットワークの強化につながることが期待される。
- 海外事業部の職員 2 名がセーブ・ザ・チルドレンによるアジア地域の緊急状況下の子どもの保護の能力強化プログラムに参加した。今後、このセクターにおいて、アジア地域においてセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンがリーダーシップを取っていくことが期待されている。

4) 防災（災害リスク軽減）

- ベトナム南部のメコン・デルタ地域において、外務省資金を受けて、洪水などの災害リスクを軽減するための 2 年事業が開始された。
- ウガンダにおける災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業が継続して実施された。
- タイでは、防災子どもの水の事故を防止するための事業を新たに開始した。
- インドネシアでは、継続して交通安全事業を実施した。

5) 緊急・人道支援

- 8 月末のミャンマーからバングラデシュへ逃れた大規模な難民発生に対し、資金支援を行い、続いて JPF 資金を活用して、生活用品配布などの支援活動を開始した。
- JPF 資金を通し、ウガンダにおける南スーダンからの難民支援を継続して実施した。
- モンゴルにおける雪害(ゾド)からの復旧、および予防のための活動を JPF 資金により展開した。
- ベトナムで 1 年を通して複数回発生した台風や洪水の被害対応の活動に対して、資金支援を行った。
- イエメンで発生した大規模なコレラ被害に対応するために、資金支援を行った。
- メキシコで発生した地震被害に対応するため、法人からの寄付を受けて資金支援を行った。
- セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルがアジア地域で発生する緊急事態のために、迅速に出動できるように常時配置しておくセクター専門家のうち、子どもの保護と保健の専門家の配置のための資金支援を開始した。

2 国内事業

1) 子ども虐待の予防

- 「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止の法制化を実現するため、政策提言活動を実施した。
- 「子どもの体やこころを傷つける罰」の定義、禁止すべき理由、たたかない、怒鳴らない子育てへの理解を促進するために、東北および首都圏において地域の子育て支援者及び一般市民向けに啓発活動を行った。
- 東北および首都圏において、子育て中の親や養育者を対象にたたかない、怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の講座を実施した。

2） 子どもの貧困問題の解決

- 子どもの貧困が改善されるように、高校生への給付型奨学金事業の開始に向けた準備や給付型緊急子どもサポート事業、ひとり親家庭への支援を実施した。
- 市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるようにするために、前述の事業の対象者に対する調査を実施すると同時に、子どもの貧困問題の解決に向けた啓発活動（シンポジウム等）を実施した。
- 子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、国や対象地域の自治体に対する政策提言活動を実施した。

3） 災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上

- 緊急時における支援者の子どもに対する心理社会的支援の能力を強化するために、研修や指導者養成を通じて、「子どものための心理的応急処置（子どものための PFA）」）の普及を実施した。

4） 東日本大震災復興支援フォローアップ事業

- 教育：水産高校への給付型奨学金の支給を継続して実施した。
- 子どもにやさしい地域づくり：石巻市子どもセンターの運営サポートおよび山田町ふれあいセンターの運営サポートを実施した。
- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら」を福島県の事業対象地域の子どもに配布し、ハンドブックを活用した放射能リテラシーワークショップの普及体制の強化を図った。

5） 熊本地震復興支援

- 2016 年から継続し、復興支援を実施した。東日本大震災復興支援の経験・知見を生かし、給食支援、小中高校生への給付金の支給、学校活動の支援、学童保育および保育所への支援などを行った。

6） 鳥取県中部地震緊急支援

- 2016 年 10 月 21 日に発生した鳥取県中部地震をうけ、給食支援を行った。

7） 九州北部豪雨緊急支援

- 2017 年 7 月 5 日から 6 日にかけて発生した九州北部豪雨をうけ、初動調査を実施。行政や被災者などへの聞き取りをもとに、緊急支援物資の配布、子どもの安心・安全な遊び場「こどもひろば」の実施、「子どものための PFA」研修の実施、学童保育や保育所への支援、中高生への給付金の提供などを行った。

3 上記重点テーマの事業実施に関し、その質とインパクトを高めるための、具体的な基準・施策・仕組みの強化

- 国内事業および海外事業の職員が DAC 評価[1]5 項目および CRP[2]のコンセプトに基づき、事業の事前審査のための基準を設定した。国内事業部においてはこの基準の運用が開始されている。海外事業部においては、基準の実際の運用を今後強化していく。

優先課題　2：緊急人道支援対応能力の構築と支援の実施

- 国内外での大災害に備えて、部署横断的タスクフォースを立ち上げた。特に国内災害については東日本大震災および熊本地震の経験・事例を基に緊急対応準備計画の改訂作業を行った。
- 国内緊急人道支援に関しては、迅速な緊急支援の遂行能力確保のため、ロスター制度の導入などの取り組みを進めた。
- 海外事業においては、現在、活動のための資金の大半を依存しているジャパン・プラットフォーム（JPF）のなかでのプレゼンスを高めるため、JPF 幹事会活動や各プログラムのワーキング・グループに積極的に関与した。また、海外事業部職員は、UNHCR の e センター（人道援助活動のための訓練センター）が開催する人道支援の実地研修に通年で複数回参加した。人道支援の必須基準に関する研修などにも参加し、職員の能力強化に努めた。

優先課題　3：特に困難な状況にあり、権利を侵害されている子どもの権利の実現が政策上優先され、また、より多くのリソースが配分されるように、ステークホルダーへの働きかけの強化

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略、グローバル・アドボカシー戦略、およびグローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）のプライオリティに沿い、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルおよびセーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内各種アドボカシーネットワークとの連携のもと、政策決定者および政策に影響力を持つステークホルダーへのインパクトを向上し、国際および国レベルにおいて、特に最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを優先する政策や方針に向けた転換をもたらすためのアドボカシーおよび啓発・発信活動を行った。 重点テーマとして、SDGs 実施、保健・栄養・教育援助、子どもの保護、紛争・人道危機下の子どもの課題に対する日本政府の政策・支援の強化や説明責任の向上に取り組んだ。
- 子どもの権利日本委員会第 4 回・5 回日本審査に向けて、NGO レポートの作成に関与し、海外援助政策を含み、日本政府の子どもの権利条約履行状況の改善に向けて取り組んだ。

B.　優先課題に基づく組織運営

「子どもの権利」に先駆的に取り組む国際 NGO として、組織を強化する優先課題に関しても、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルのグローバルな戦略との整合性を図りつつ、次のような進捗があった。

優先課題　1：知見を活用する文化の醸成、能力・システムの開発

- 事業部の間で勉強会を定期的に開くなどして、事業の成果や課題などの共有を行った。

[1] 経済協力開発機構／開発援助委員会（OECD-DAC）による国際的な ODA 評価

[2] CRP Child Rights Programming, 子どもの権利に基づくアプローチ。セーブ・ザ・チルドレンでは、事業策定等にこのアプローチを採用している。

優先課題　2：セーブ・ザ・チルドレンの国際ブランドを活用し、子ども支援専門の国際 NGO としての信頼性ならびに他の国内外の子ども支援団体との比較優位性を高め、認知を高める

- セーブ・ザ・チルドレンの新グローバル・ブランドを 2017 年 1 月に日本で導入した。これに基づき、団体ロゴをグローバル統一ロゴに変更したほか、グローバル統一のメッセージやデザインを活用した広報を行った。
- 日本を含む世界 120 ヶ国で行っている活動を、マスメディアやウェブサイト、ソーシャルメディア等で積極的に発信した。

優先課題　3：資金調達の強化と多様化

- データとその分析に基づいたファンドレージング戦略・施策を立案するとともに、PDCA（Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善））を意識した施策の展開を行うことで、効果的かつ効率的なファンドレージングを実施した。
- 寄付受け入れの基準によるデューディリジェンス（適正評価）プロセスを確立し、子どもの権利推進団体としてのセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの社会的信頼を損なうことのないドナー獲得を強化した。
- 子どもを取り巻く課題解決に向け、子どもの権利の尊重・推進、持続可能な開発目標、子どもの権利とビジネス原則の普及を通し、法人ドナーとの対等なパートナーシップ強化を進めた。

優先課題　4：高い実行能力を備えた組織の構築

- 中期戦略にもとづき組織としての実行能力を強化する目的で、年度事業計画・予算等の策定・評価の時期とサイクルを明確化し、それに沿って半期・年度の振り返りや翌年度事業計画・予算案の策定等を行うことで定着化を進めた。
- 各種契約締結前の法務チェック等に係る業務フローの改善・徹底、国内事業に係る調達承認プロセスの改善とマニュアル整備など、効率的かつ効果的な組織プロセスの改定・導入によって組織としての実行能力の向上を推進している。
- 期末に一括で行っていた会計処理の一部を毎月実施する等、業務プロセスの改善により、期中でもより精緻でシステム化された財務分析とそれに基づく財政の管理改善を推進している。
- 緊急事態に備え設置されているワーキンググループの体制の強化、事業継続計画（BCP）の改定を実施した。また、各部署ごとに、緊急連絡網を定期的にアップデートし、緊急時の連絡体制を確保した。また、有料緊急時連絡システムの導入検討を始めた。
- 組織のガバナンスに関しては、コンプライアンスと内部統制のより一層の強化・向上を目的として「理事等の職務権限規程」等の改定を実施した。

優先課題　5：セーブ・ザ・チルドレンのビジョン・ミッション実現に向けたコミットのある、能力の高い、多様な人材の確保、能力強化

一部の部署の組織改編において、中間管理職の社内公募を実施するなど、意欲と能力の高い人材の適正配置を行った。

優先課題　6：真にグローバルなガバナンス、組織、文化の浸透

- 全ての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意

思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、次のような「子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり」の取り組みをさらに強化した。

- 定期・不定期の研修や会議の場を利用し、全スタッフへの行動規範の周知徹底や意識向上を行うとともに、啓発ビデオを活用して子どもと接する関係者への注意喚起や団体としての取り組みメッセージを発信した。
- 新規職員採用時の研修等を徹底強化した。

• セーブ・ザ・チルドレン各国で推進されている、高い実行能力を備えた組織構築の課題に関しては、現場の海外事業を実施していくセーブ・ザ・チルドレン各国事務所の強化に対する投資は必要不可欠なので、他のメンバー同様、当法人も戦略投資基金への貢献を行い、これにより、コスト効率化、事業の質の向上、リスク削減・軽減に取り組んだ。

事業一覧

海外事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2017 年裨益者数（人）	主な財源
【東南アジア地域】					
ベトナム					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	メコンデルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業	2017 年 2 月～2018 年 5 月	ドンタップ省	2,582	外務省、企業
保健・栄養(3)	Northern Mountain Integrated Child Nutrition Improvement Project（仮訳：北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業）	2017 年 1 月～2020 年 12 月	イエンバイ省、ソンラ省	278	世界銀行、企業
保健・栄養(3)	ベトナムにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/3/1～2020/12/31	ダクラク省	3,904	企業
ミャンマー					
教育、子どもの保護(1, 6)	カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育事業	2016/11/11～2019/11/10	カレン州	のべ 20,220	外務省、企業、個人
保健・栄養(3)	カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業	2016/6/13～2019/1/30	カチン州	6,433	外務省、企業、個人
保健・栄養(3)	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生	2017/5/1～2020/4/30	バゴー地域	1,318	JICA

[3](注)「事業分野」欄の数字は、定款第 4 条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2017 年裨益者数（人）	主な財源
	児のための保健サービス強化支援事業				
保健・栄養 (3)	ミャンマーにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム	2017/8/1～ 2020/12/31	バゴー地域	310	企業
タイ					
防災（災害リスク軽減） (1, 4)	子どもの溺死予防のための参加型教育教材開発事業	2016/9/1～ 2017/8/31	バンコク	2,220 人	企業、個人
防災（災害リスク軽減） (1, 4)	子どもの水の事故防止のための教育推進事業	2017/9/1～ 2018/8/31	バンコク	250 人	企業、個人
インドネシア					
防災（災害リスク軽減） (1, 4)	西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業	2014/4/1～ 2018/3/31	西ジャワ州バンドン市	14,929	企業、個人
【北東アジア地域】					
モンゴル					
教育 (1)	モンゴル遠隔地における最も不利な状況に置かれた子どもたちのための基礎学力向上支援事業	2012/6/21～ 2017/6/21	ドルノド県、スハバートル県、アルハンガイ県、ウブルハンガイ県	20,745	世界銀行、個人
教育 (1)	新入生の『学びの基礎力』育成に向けた学校体制強化プロジェクト	2015/3/30～ 2018/3/29	ウランバートル市	36,630	外務省、個人
子どもの保護 (6)	モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業	2015/5/1～ 2018/4/30	ウランバートル市、アルハンガイ県	14,078	JICA、個人
緊急・人道支援（子どもの保護） (6)	ゾドからの復興のための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援事業	2016/8/1～ 2017/2/28	アルハンガイ県、ウブルハンガイ県、スフバートル県、ドルノド県	4,081	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護） (6)	ゾドの影響を受けた子どもたちのための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援	2017/3/1～ 2018/2/28	アルハンガイ県、ドルノド県、バヤンウルギー県、ザブハン県	11,630	JPF、個人

事業分野[3]（注）	事業名	事業期間	実施地域	2017年裨益者数（人）	主な財源
子どもの保護 (6)	ソーシャル・サーカス支援事業	2016/1/26～2018/1/31	ウランバートル市	220	企業、個人
【南・南西アジア地域】					
インド					
教育 (1)	インド教育支援プログラム「すべての子どもたちに質の高い教育を」	2011/5/1～2017/3/31	テランガナ州	2,994	企業、個人
バングラデシュ					
緊急・人道支援 (6)	バングラデシュにおけるミャンマー避難民の子どもおよびその家族に対する生活物資配布事業	2017/11/24～2018/2/28	コックスバザール県	2,500	JPF,個人
【中近東地域】					
レバノン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業（2016）	2016/5/1～2017/6/30	ベイルート県、ベカー県	3,099	JPF、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業	2017/7/1～2018/1/31	南レバノン県	662	JPF、個人
イエメン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(1)	イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業	2017/7/1～2017/12/31	サヌア県、アムラン県	1,787	JPF
【アフリカ地域】					
ウガンダ					
防災（災害リスク軽減）(1, 4)	ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業	2015/2/18～2018/2/17	カセセ県カルサンダラ準群	13,000	外務省、企業、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業	2016/12/22～2017/5/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県	14,782	JPF、個人
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県およびキリヤドンゴ県における南スーダン難民の	2017/7/1～2018/5/31	アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県	10,650	JPF、企業、個人

事業分野[3] （注）	事業名	事業期間	実施地域	2017 年 裨益者数 （人）	主な財源
	子どもに対する保護と総合的な発達支援事業				

国内事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2017 年 裨益者数	主な 財源
子どもの保護 (3,7)	子ども虐待の予防	2016/1/1～ 2018/12/31	宮城県、東京都、関東周辺	子ども：103 大人：10,555	企業、個人
子どもの貧困解決 (1, 6,7)	子どもの貧困問題の解決	2016/1/1～ 2018/12/31	岩手県、宮城県	子ども：830 大人：1,347	企業、個人
子どもの保護/防災（災害リスク軽減） (1, 6)	災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上	2016/1/1～ 2018/12/31	関東周辺、熊本県	子ども：127 大人：1,939	企業、個人

東日本大震災復興支援フォローアップ事業

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2017 年 裨益者数	主な 財源
教育 (1)	水産系高校奨学金	2012/1/1～ 2017/3/31	岩手県、宮城県、福島県	子ども：460	企業
子どもにやさしい 地域づくり (8)	子ども参加によるまちづくり “Speaking Out From Tohoku（SOFT） ～子どもの参加でより良いまちに！～”	2011/5/1～ 2019/3/31	主に岩手県、宮城県	子ども：約 2,670 大人：約 1,260	企業、個人
福島プログラム (1)	放射能リテラシープロジェクト	2013/8/1～ 2018/12/31	福島県	子ども：6,587 大人：641	個人

国内緊急・復興支援

事業分野 (注)	事業名	事業期間	実施地域	2017 年 裨益者数	主な 財源
復興支援 (1,3,5,6)	熊本地震復興支援	2016/4/15～ 2018/3/31	熊本県上益城郡益城町・御船町など	子ども：5,311 大人：3,798	企業、個人
緊急支援 (1,3)	鳥取地震緊急支援	2016/10/22～ 2017/3/31	鳥取県倉吉市	子ども 3,665	個人
緊急支援 (1,3)	九州北部豪雨緊急支援	2017/7/7～ 2018/2/28	福岡県朝倉市、東峰村、大分県日田市	子ども：281 大人：698	企業、個人

アドボカシー

事業分野（注）	事業名	事業期間	実施地域	2017 年裨益者数	主な財源
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6)	SDGs 国内実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発	2017/1/1～2017/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)	グローバル・キャンペーンの展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発	2017/1/1 ～ 2017/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (5)	保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2017/1/1 ～ 2016/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (3)	栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー	2017/1/1 ～ 2017/12/31（継続）	日本	–	助成金
アドボカシー (1)	教育の援助政策・支援強化に関するアドボカシー	2017/1/1 ～ 2017/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (1, 3, 5, 6)	紛争・人道危機の政策・支援の強化に関するアドボカシー	2017/1/1 ～ 2017/12/31（継続）	日本	–	個人
アドボカシー (7)	「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と企業による実践強化	2017/1/1 ～ 2017/12/31（継続）	日本	–	企業、個人

事業報告詳細

I.　東南アジア地域

１．ベトナム

①　メコンデルタ、ドンタップ省における災害弱者のための災害・気候変動対応能力強化事業

［目的］対象地域の住民及び教育機関の災害及び気候変動への対応能力が向上する。

［事業内容］

- 災害弱者に配慮したコミューン主体の防災管理体制の確立を目指し、対象 4 コミューンの自然災害対策委員会の計 20 人に対し、コミュニティ防災および気候変動対応に関する研修を実施した。また、各コミューンの緊急救援チームのメンバー計 40 人に対して応急手当、捜索救難の知識と技術を身に着けるための研修も実施した。
- 学校における安全な教育環境づくりを目指し、事業対象の小学校 9 校に対し、教職員を対象に「包括的な学校の安全」ワークショップを実施した。また、学校災害委員会の立ち上げ、学校の災害リスク対応能力調査の実施、および各校の防災計画の作成を支援した。
- コミュニティレベルでの防災・減災の取り組みを促進させるため、各事業地域の主に教育や農業に関わる地方行政官の能力育成に取り組んだ。事業運営委員会を立ち上げ、事業のモニタリングと評価についての研修等を実施した。

②　Northern Mountain Integrated Child Nutrition Improvement Project（北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業）

［目的］子どもの栄養摂取習慣の改善、妊産婦と乳幼児の栄養源の多様化、そして母子のケアを通して、対象コミューンにおける 5 歳未満の子どもの栄養状態を改善する。

［事業内容］

- イエンバイ省およびソンラ省における 20 の支援対象コミューンの選定を行った。主な選定基準は、5 歳未満の子どもたちの栄養阻害率が高い地域、貧困率が高い地域、も不利な状況に置かれた少数民族の全人口に占める割合が高い地域等とし、結果として、5 歳未満の子どもの急性栄養不良の割合が非常に高い 2 郡を含む 4 郡が選ばれた。
- ベースライン調査（事業実施前の基礎調査）とニーズ調査を実施し、調査結果から、事業対象地域の子どもたちの栄養不良率は非常に高いことが判明した。また、住民における妊婦ケアや、子どもの栄養ケアに関する知識も限られており、妊産婦健診や医療従事者による分娩介助、完全母乳育児の重要性等への理解が特に不足していることも明らかになった。各世帯の食料事情も明らかとなり、特にタンパク質を含んだ食事の摂取回数が不足していること、食の多様性が非常に限られた食事を摂取している世帯が多いことなどが確認された。
- イエンバイ省およびソンラ省で事業開始会合を実施した。事業の開始に際し、各省にて、国、省、郡、コミューンレベルの主に保健や農業関連の行政関係者が参加し、事業に関する説明、ベースライン調査結果の共有、事業活動計画の共有と協議を行った。当会合には、関係者のほぼ全員にあたる合計 147 人の参加があり、関係当局の本事業に対する高い関心が示された。

③　ダクラク省ラク郡およびクロンボン郡における少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］ 事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 省および郡保健局の教材専門官が中心となり、妊産婦と新生児の保健に関する啓発活動に使用する教材（ポスター4 種類、パンフレット 2 種類）の見直し作業を行った。
- 郡病院およびコミューン保健センターで勤務する助産師および医療従事者 62 名を対象にした妊産婦と新生児のケアに関する研修を実施した。
- 省および郡保健局、省総合病院、ラクおよびクロンボン郡病院から関係者が集い、ラク郡病院とクロンボン郡病院における新生児ユニットの整備のための準備会合が行われ、必要な人員、人材の研修、医療機器等の計画書が作成された。

２．ミャンマー

① カレン州における子どもたちが安心して暮らせる環境づくりのための保護・教育事業

［目的］包括的停戦合意が結ばれたカレン州において、最も弱い立場に置かれた子どもたちが適切な保護と教育サービスにアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 行政や少数民族側の保健医療サービス提供者など計 10 機関、計 260 人を対象に、子どもの保護の問題に対する支援体制の強化を目的とした能力強化研修を行った。また、問題対応における連携体制の構築に向けて、同様の関係機関による調整会合を定期開催し、各機関の取り扱い業務の共有などを行った。コミュニティレベルでは事業で形成した子ども支援グループが、ネグレクトや虐待、体罰など計 226 件の子どもの保護に関する問題を特定し、医療施設への照会や家庭訪問を通した心のケアなどを行った。また、子ども会にはのべ 2,850 人の子どもが参加し、毎月の月次会合では子どもたち自身で保護の問題について、その対応方法、および相談先について話し合われた。
- 子どもの保護者や養育者の子育てにおける意識改善を目的として、毎月保護者会にて暴力のない子育てに関する啓発ワークショップを開催した。ワークショップおよび欠席者向けのフォローアップを通して、のべ 9,922 人に暴力のない子育てについて紹介を行った。その結果、事業対象地では保護者や養育者の間で子育てに関する意識改善が確認された。
- 事業対象村 34 村にて、地域の子どもを対象とした識字や算数などの学習会を開催した。計 1,064 人の子どもが、1 日 2 時間、週 5 日間の学習会に 3～6 か月にわたって参加した。その結果、識字と算数能力を測定するための第 1 年次終了時の調査では、事業開始時と比べて正答率が 1.3～3.4 倍となった。また、2018 年の学習会実施に向けて、2017 年に新事業地となったタウンシップを含め、準備を開始した。

② カチン州における地域に根差した母子保健システム強化支援事業

［目的］ 対象地域において、地域に根差した母子保健システム強化を通じて、妊産婦および新生児の死亡リスクが削減される。

［事業内容］

- 医療従事者による保健サービス強化の支援を目指し、助産師 70 人を対象とした子どもの栄養や食生活についての研修を実施した。タウンシップ保健局の医療従事者に対して継続学習を実施し、延べ 2,217 人が参加した。また、助産師が村に常駐できるよう、3 か所の保健センターの建設を行った。

- 助産師を支援する補助助産師の育成と保健活動の支援を目指し、補助助産師候補生 25 人に対し 6 か月間の研修を行った。また、既存の補助助産師とその候補生合計 81 人には妊産婦ケア・新生児ケアに関する強化研修を実施した。
- コミュニティでの保健教育活動を促進するため、対象村 248 村において、各村の助産師や補助助産師が住民に対して保健啓発活動を実施した。
- 保健情報管理システムの強化と定期モニタリングの実施支援の一環として、助産師や補助助産師間の連携強化を図るため、助産師による補助助産師への月次指導ミーティングを実施し、補助助産師延べ 735 人が参加した。
- 前年度事業で支援したバゴー地域のミッチーナおよびオークトゥイン・タウンシップでのフォローアップ活動を実施した。

③ バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業

［目的］妊産婦と新生児の死亡リスクを削減するための適切な保健サービスの利用が促進される。

［事業内容］

- 2017 年 9 月に始まった新規の補助助産師（18 人）の育成研修において、タウンシップ保健局と連携しながら、前半の座学 3 カ月間の研修が 2017 年 12 月に終了した。後半 3 カ月間の実践研修が開始された。18 名の研修生はそれぞれの出身村に近い保健センターに配属され、助産師の監督指導の下、実地研修を受けている。
- タウンシップ保健局と連携しながら、2017 年 12 月に既存の補助助産師（30 人）を対象にした 5 日間の再研修を実施し、修了者に補助助産師キットを配布した。やむを得ぬ理由で研修を完了できていない 5 人の補助助産師に対して、彼女たちを監督する助産師がフォローアップ指導を行った。
- タウンシップ保健局と連携し、タウンシップ保健局の医療従事者を対象にした継続医療学習への支援を開始した。

④ バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける少数民族の母子を対象にした保健支援プログラム

［目的］事業対象地域において少数民族の母と子の健康が改善される。

［事業内容］

- 村保健委員会の形成や運営を支援するために必要な「住民参加」、「リーダーシップ」、「組織マネージメント」に関する研修が、セーブ・ザ・チルドレンの現地職員に対して実施された。その後、第 1 フェーズの対象村 60 村の内 55 村で、セーブ・ザ・チルドレンの現地職員のファシリテーションにより、村保健委員会が組織された。
- タウンシップ保健局長、ヘルス・アシスタント、その他の保健局医療従事者、セーブ・ザ・チルドレンのスタッフが参加して、妊産婦と新生児のための緊急搬送ガイドライン策定会議が開催された。
- 既存の補助助産師 35 人中 30 人に対する再研修が完了し、修了試験に合格した参加者全員に補助助産師キットが配布された。研修を修了できなかった 5 人の補助助産師については、スーパーバイザーである助産師が個別にフォローアップ指導を行い、修了試験に合格した後、補助助産師キットを配布する予定。
- 事業対象地において 4 つの保健センターの建設許可をタウンシップ保健局を通して保健・スポーツ省に申請した。また、保健センターを建設する予定の 4 つの村における建設候補地の土地所有権が、正式な手続きを経て保健・スポーツ省に譲渡された。

３．タイ

①　子どもの溺死予防のための参加型教育教材開発事業

［目的］子どもの溺死事故予防のために、子どもの声を活かした溺死防止教材を開発し、当教材の普及拡大を目指す。

［事業内容］

- バンコク市内２つの小学校（生徒数合計：2,220 人）で、子ども向けのカードゲームや物語など、溺死事故予防のための啓発教材を子どもたちが中心となって作成した。教溺死事故が起きやすいリスクの分析や、溺死事故予防方法などについて学ぶワークショップも行われた。
- 子どもたちに対し、実際に溺れてしまった際の水の中での対処方法、水難に備えた泳法や、溺れている人を目撃した際の救助方法について、プールで実践的に学ぶワークショップを開催した。

② 子どもの水の事故防止のための教育推進事業

［目的］水の事故防止に関する啓発・学習教材を開発し普及させ、また、子どもたちが水難に備えた泳法を習得する。

［事業内容］

- 子どもたちに、水の事故防止のための絵画や物語づくりを通した啓発活動や、水難に備えた泳法訓練を実施するために、政府機関や学校、提携団体を特定し、活動計画の調整を行った。
- 事業対象地であるバンコク都内の学校の、生徒の水の事故に対するリスクの高さや、継続して啓発活動を続けていくために必要な学校側の能力について、調査を行い、対象校（５校）を選定した。

４．インドネシア

① 西ジャワ州における子どもたちと青少年のための交通安全事業

［目的］ 学校周辺交通インフラの改善や交通安全に関する知識の向上と実践により、西ジャワ州バンドン市の子どもの交通安全状況が改善される。

［事業内容］

- 対象小中学校 30 校の研修を受けた生徒や教員が、それぞれの学校の課外活動や授業内で交通安全に関するメッセージを他の生徒たちに伝える活動を行った（生徒による活動の参加者数：2,826 人、教員による活動の参加者数：8,788 人）。また、保護者グループ向けの研修も実施した（240 人）。
- 子どもたちが安全に通学できるようになることを目的に、対象 30 校中 25 校において、横断歩道、安全ゾーン、道路標識、道路横断時に手に持って使用する「STOP」サインなど、小規模の交通安全インフラ整備や備品の提供が行われた。
- 事業対象者に加え、地域住民を対象に交通安全啓発キャンペーン（3,070 人が参加）やラジオ番組での活動紹介を行い交通安全のメッセージを広めた。

II. 北東アジア地域

１．モンゴル

① モンゴル遠隔地における最も不利な状況に置かれた子どもたちのための基礎学力向上支援事業

［目的］ 4 県 30 郡において、小学校入学前の遊牧民の子どもたちに対し、家庭でできる就学前学習の機会を提供し、小学校入学後、新しい環境にスムーズに移行できるようにする。

［事業内容］

- 幼稚園へのアクセスがない遠隔地で暮らす遊牧民の子どもたちが、家庭で保護者と一緒に学べる教材（学習用玩具・絵本など）を使って、小学校に上がるために必要な知識やスキルを習得するための準備を行った。
- 学習に遅れが出ている子どもや、親元を離れて学校寮で生活する低学年の子どもたちが、集団生活になじみ、授業についていけるように放課後プログラムを実施した。
- 小中学校を中途退学した子どもたちを対象に、補修プログラムを実施した結果、子どもたちが、小中学校への再入学を果たすよう支援行った。

② 新入生の学びの基礎力育成のための学校体制強化事業

［目的］事業対象地における公立小学校で、新入生の「学びの基礎力」が育成される。

［事業内容］

- モンゴル教育文化科学スポーツ省、ウランバートル市教育課、対象地区教育課、モンゴル国立教育大学、国家教職員育成機構、セーブ・ザ・チルドレンから構成される事業運営委員会を定期的に開催し、活動の普及や持続性に関する各組織の貢献方法について協議を行った。
- 「学びの基礎力」に関する指導力強化の研修教材と、その補助教材にあたる各種ガイドラインや子ども用実習教材の開発を行い、対象校 24 校において延べ 792 人の教員に対して研修を実施。また、子ども用実習教材に関しては、正式な国の教材としてモンゴル教育文化科学スポーツ省に採用され、全国の小学校 645 校に対して配布された。
- スタートカリキュラム」実践のための研修教材の開発を行い、対象校 24 校の管理職員（校長・教務主任）と専門職員（ソーシャルワーカー、学校医、図書司書）延べ 119 人に対して研修を実施した。
- 教師と保護者間のコミュニケーションに関する研修を対象校 24 校の教師延べ 789 人に対して実施したほか、新入生を支援するための保護者会の設立・運営に関する研修を実施した結果、対象校 24 校全てにおいて同会が設立された。

③ モンゴルにおける要保護児童支援制度の改善および強化支援事業

［目的］事業対象地域内の行政機関が、虐待やネグレクトを予防し、子どもたちを保護する行政メカニズム及びサービスを強化するほか、コミュニティが子どもの保護に関する理解を深められる体制を構築する。

［事業内容］

- 新法（子どもの権利法、および子どもの保護法）が成立したことにより、体罰や屈辱的な罰の法的な全面禁止を達成したモンゴル（世界で 49 番目）では、子ども保護専門家チームが国の制度の一環として位置付けられ、事業で開発したガイドラインやフォーマット等が全国共通のツールとして導入され始めた。
- 子ども保護専門家チームメンバーが業務で活用するガイドラインを新たに 900 部印刷・配布した。
- 要保護児童を支援する子ども保護専門家チームの要保護児童支援制度に関する指導者育成研修を開催、事業対象地から 30 人が参加した。また、国家子ども家庭青少年開発局は、同研修を新たに 70 人を対象に実施し、事業対象県以外の子ども保護専門家チームを対象とした研修を開始した。
- ケース・マネジメントの実施能力強化を、事業対象地で行った。ウランバートル市では当会職員が OJT で研修を行い、アルハンガイ県の対象地域ではインターネットを活用して同様の研修を継続的に行っている。
- 「ポジティブ・ディシプリン」の普及へ向けて、25 人のファシリテーターが養成された。9 月から、事業対象地の

9 か所でプログラムが開始され、117 人の養育者が参加した。

- 「子どものセーフガーディング（子どもにとって安全な組織・事業づくり）」の研修を実施し、政府職員等 25 人が参加をした。

④ ゾドからの復興のための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援事業

［目的］ゾドの影響を受けた主に脆弱遊牧世帯の子どもたちに対し、教育面での負の影響を軽減するとともに、今後の備えとして学校を主体とした災害リスクへの対応力向上を目指す。

［事業内容］

- アルハンガイ県およびウブルハンガイ県の脆弱遊牧世帯の子どもたち 1,090 人を対象に、キャッシュ・トランスファーの手法を用いて子ども教育手当の支給を行い、子どもたちの学用品等購入や学習継続を支援した。
- 災害の影響により学習が中断された遊牧民の子どもおよび学習に遅れが見られる子ども 1,953 人に対し、補習授業を実施した。
- アルハンガイ県、ウブルハンガイ県、ドルノド県、スフバートル県の 4 県において、緊急下の子どもに対する心理社会的支援および災害リスク軽減・対応に関する研修を実施した。本研修に基づき、子どもたちの意見を取り入れた災害リスク対応計画の作成、災害リスク軽減活動を 25 校で実施した。

⑤ ゾドからの復興のための教育支援及び災害リスク軽減・対応力向上支援事業

［目的］ゾドの影響を受けた主に脆弱遊牧世帯の子どもたちの、教育面での負の影響を軽減するとともに、将来への備えとして学校を主体とした災害リスクへの対応力向上を目指す。

［事業内容］

- アルハンガイ県、ドルノド県、バヤンウルギー県、ザブハン県の脆弱遊牧世帯の子どもたち 1,754 人を対象に、キャッシュ・トランスファーの手法を用いて子ども教育手当の支給を行い、子どもたちの学用品等購入や学習継続を支援した。
- 上記 4 県において、災害の影響により学習が中断された遊牧民の子どもおよび学習に遅れが見られる子ども 2,913 人に対し、補習授業を実施した。
- 災害リスク軽減・対応に関する研修を実施し、計 1,709 人が参加した。本研修に基づき、子どもたちの意見を取り入れた災害リスク軽減、対応の取り組みを上記 4 県の計 14 校で実施した。

⑥ ソーシャル・サーカス支援事業

［目的］ ウランバートル市が運営する生涯学習センターにおいて、子どもたちがサーカスの練習に参加することを通して、運動機能を強化し、自己肯定感を高め、コミュニケーション力や協調性を伸ばすことを目指す。

［事業内容］

- ウランバートル市内の生涯教育センターで学ぶ子どもたちが、ソーシャル・サーカスのクラスに参加し、サーカスの技術を身につけた。また、ソーシャル・ワーカーが課題を抱える子どもへの支援や家庭への介入等を行った。
- 在モンゴル英国大使館によるイベントでのサーカス演技の披露や国際体罰禁止の日のイベントへの参加が行われた。子どもたちは、日ごろの練習の成果を発表し、この様子は現地メディアでも大きく取り上げられた。

III. 南・南西アジア地域

1. インド

① インド教育支援プログラム「すべての子どもたちに質の高い教育を」

［目的］ 事業対象地の子どもが質の高い教育を受けられるようになる。

［事業内容］

- デジタル教材の見直しと最終化のためのワークショップが開催された。5 人の教員と 2 人のサポート教員が作成したデジタル教材について発表を行い、ワークショップ参加者で協議の上、教材内容を修正、最終化した。
- 州レベルでの ICT 教育に関する経験共有会合に、本事業の中心的な役割を果たした教員 40 人、プロジェクト対象校の生徒たち、県教育局職員や州教育局関係者等が参加した。本プロジェクトがテランガナ州の「セオリー・オブ・チェンジ（変革の理論）」モデルとして認定され、今後 3,352 校にこのモデルを導入すること、また、教員養成課程に ICT 教育を取り入れることが決定したことが報告された。

2. バングラデシュ

① バングラデシュにおけるミャンマー避難民の子どもおよびその家族に対する生活物資配布事業

［目的］ ミャンマーにおける危機を受けてバングラデシュに避難している子どもたちとその家族の基本的な衛生環境および生活環境が改善される。

［事業内容］

- バングラデシュ、コックスバザール県において、生活物資や家財を置いてミャンマーから逃れてきたロヒンギャの人々に対し、石鹸、タオル、バケツ、生理用品などが入った衛生キットを 500 世帯に配布した。
- 同地域にて、生活環境改善のため、調理器具や食器などの基本的な台所用品を 500 世帯に配布した。

IV. 中近東地域

1．レバノン

①レバノンにおけるシリア難民青少年支援事業

［目的］1.シリア難民が多く流入しているレバノンのベイルート県及びベカー県において、先行きが見えず、困難な状況下での生活を余儀なくされているシリア難民青少年及びレバノン人青少年にスキル習得と実践の機会を提供する。

2. ホスト・コミュニティに重荷として受け止められがちなシリア人青少年が、地域参加を通じて地域住民に肯定的な存在として受け止められるようになることを目指す。

［事業内容］

- シリア難民・レバノン人青少年のスキル強化を目的とし、ライフスキル研修や人道支援研修、IT 研修、英語研修を計 1,904 人に提供した。
- 青少年間および地域住民との相互理解促進と関係強化を目的とし、地域貢献活動研修を実施し計 777 人が参加した。
- 事業対象地域において子どもを保護するための能力が強化されることを目指し、351 人の青少年に子どもの保護・付託方法に関する研修を実施した。
- ベカー県の就学前の子ども 418 人に対し、冬物衣料を配布し暖かく冬を超すための支援を実施した。

②レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業

［目的］南レバノン県のシリア難民集住地域において、子ども保護の活動が実施され、子どもたちが暴力や搾取の被害から守られるようになる。

［事業内容］

- 南レバノン県サイダ郡の事業対象地５つにおいて、子どもたちを暴力や搾取などの被害から守るため、地域のリーダーが中心となる子ども保護グループを 5 つ形成し、子どもたちへケース・マネジメントを実施するための手法について研修を実施した。
- 子どもの保護の被害に遭った事業対象地の子ども 40 人に対し、ケース・マネジメントを実施した。
- 子ども保護グループメンバー60 人に対し、児童労働や早婚などの問題を予防するための啓発の手法について研修を実施した。
- 子ども保護グループが、事業対象地５つの地域住民 140 人に対し、暴力や搾取などの問題の予防方法に関する啓発セッションを実施したほか、202 人に対し世帯訪問を実施した。

2. イエメン

①イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業

［目的］1. 紛争の影響を受けたサヌア県およびアムラン県の学校に通えない国内避難民、ホスト・コミュニティの子どもたちに対し、緊急下における教育の機会を提供する。

［事業内容］

現地雇用職員を日本から遠隔管理し、以下の支援を実施した。

- 事業対象地 6 ヶ所にて、コミュニティの住民から構成される委員会が運営を担う学習支援センターを各 1 つ開設し、子どもたちが将来的に学校に戻ることができるよう、アラビア語、算数、理科の学習を支援した。
- 障害のある子どもや親と離散した子どもなど、特別な支援を必要とする子どもたちには、それぞれのニーズに対応した個別サポートを提供し、通学を促進した。
- 同地域では食料不足が深刻であるため、学習支援センターに通う子どもたちの世帯を対象に、米や豆を含む食料を配布した。

V. アフリカ地域

１．ウガンダ

① ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

［目的］ 気候変動の影響で洪水や干ばつの影響を受ける農村地域において、災害リスク軽減活動の鍵となる村等の災害対策委員会や学校内の防災クラブの能力向上を行い、コミュニティの自然災害に対する対応能力を向上させることを目指す。

［事業内容］

- 対象準郡内の 18 村の災害対策委員会と小学校 8 校の防災クラブが、それぞれが策定した防災計画に則り活動を実施するための支援を行った。村レベルでは、増水時の氾濫を防ぐための護岸、また洪水被害リスクの高い箇所の河道修正や橋の建設など、防災・減災のための活動を地域住民が中心となって実施した。また、定期的な河川の清掃作業など、地域住民による自主的な活動が継続的に行われている。
- 災害／気候変動適応型農法の普及を目指し、2016 年に導入した「モデルグループ／後続グループ」の仕組みのもと、後続農家グループが新しい農法の導入に取り組んだ。また、雨水だけに頼らない農業として、小規模灌漑システムを導入した地域では、この管理を定着させていくための研修が行われた。学校では、必要に応じて追加の研修などを行いながら、災害／気候変動適応型農法を取り入れた「学校菜園」を行った。さらに、収穫作物を活用し、学校での給食提供を行った。

③ ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する緊急支援事業

［目的］ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県の難民居住区において、家族と離散する等、子どもの保護に関する課題を抱える南スーダン難民の子どもたちが適切なサポートを受けられる。また、難民居住区の子どもたちが、心理社会的支援、就学前教育支援を受けられるようになる。

［事業内容］

- ケース・マネジメントを通じ、家族と離散した子どもや虐待などの子どもの保護に関する課題を抱える、特に脆弱な状態に陥った子どもたちに対し、緊急支援物資を配布した（3,526 人）。また、それぞれの状況に応じた支援の提供や適切な支援機関への付託を行った。
- 難民居住区内の 7 ヶ所にて「こどもひろば」を運営し、「こどもひろば」での活動を通じて子どもたちが安心かつ安全に過ごせる場所を提供し、各年齢グループの発達段階を考慮しながら、お絵かきや貼り絵といった創造・制作活動、球技や縄跳びなどの身体運動、またディスカッションや読み聞かせ、コミュニケーションを促す活動等を実施した（6,578 人が登録）。また、就学前教育プログラムを通じ、6 歳以下の子どもたちに就学前教育の機会を提供した(2,355 人が登録)。
- 保護者に対しても、前向きな子育て、適切な乳幼児食についてのセッションなどを提供し、2,323 人が参加した。

④ ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業

［目的］ 南スーダンからウガンダへ逃れ、難民居住区に暮らす子どもたちが、個別ニーズや年齢に合わせた、子どもの保護に関する支援を受けられるようになる。また、避難・難民生活の長期化に伴い、情緒面や栄養面で支援を十分に受けられていない就学前の子どもたちの総合的な発達が促される。

［事業内容］

- 子どもの保護リスクを抱える、特に脆弱な状態にある子どもたちへ、ケース・マネジメントを通じて、個別のニーズに沿った支援を提供した。
- 難民居住区内の 7 ヶ所の「こどもひろば」で、避難生活下で脆弱性の高くなっている全年齢層の子どもたちに安全かつ安心な居場所を提供した（6,927 人登録）。
- 「こどもひろば」を活用して、就学前教育支援を実施した（1,923 人が登録）。また、母乳育児の状況や乳幼児の栄養状態のアセスメントや、栄養に関する集会等を通し、乳幼児の栄養支援を実施した（1,800 組の親子が参加）。

VI. 国内事業

１．子ども虐待の予防

［目的］1-1）法律により家庭を含むすべての環境における「子どもの体やこころを傷つける罰」の禁止が明文化される。

1-2）家庭内と子ども・養育者支援者が、たたかない・怒鳴らない子育て推進の必要性について賛同する。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」を実践する養育者が増えている。

［事業内容］

1-1）政策提言活動

「子どもの体やこころを傷つける罰」の明示的禁止の法制化を実現するため、中央省庁、国会議員への働きかけを行った。

1-2）啓発活動：

「子どもの体やこころを傷つける罰」の定義、禁止すべき理由、代替となる子育てへの理解を促進するために、東北および首都圏において地域の子育て支援者および一般市民向けに講演会・シンポジウム等の開催や、啓発資料配布を通じて、啓発活動を行った。

1-3）たたかない・怒鳴らない子育て「ポジティブ・ディシプリン」の実施：

東北においては、宮城県石巻市・仙台市にて実施し、25 人の養育者が、また首都圏では、東京都港区・豊島区において 38 人の養育者が参加した。

2．子どもの貧困問題の解決

［目的］2-1）事業対象地域において、子どもの貧困が改善される民間スキームが確立する。

2-2）市民社会が子どもの貧困を社会の課題として捉えられる。

2-3）子どもの貧困対策に関する経済的支援の政策・施策の不足点の一部が、当事者の声をもとに整備される。

［事業内容］

2-1）子どもの貧困が改善されるように、給付型緊急子どもサポート事業として、岩手県山田町・宮城県石巻市において「新入学応援キャンペーン」を実施し、435 人の子どもたちに対して、制服・運動着の購入費用の一部を給付した。さらに、高校生を対象とする給付型奨学金事業の開始に向けて行政等との調整を行った。また、給付金の受給者をはじめとするひとり親家庭に対して、保護者向けのセミナーや子ども向けのイベントを実施した。

2-2）給付型緊急子どもサポート事業の「新入学応援キャンペーン」の受給世帯を対象にアンケート調査を実施。その結果をメディア等を通じて発信したり、シンポジウム等を実施したりすることで、市民社会が子どもの貧困を社会の課題としてとらえることができるよう啓発活動を実施した。

2-3）子どもの貧困に関する政策・施策の不足点の一部が当事者の声をもとに整備されるように、就学援助制度に関して、国や対象地域の自治体に対する政策提言を実施した。

3．災害時の子どもに対する子ども支援者の心理社会的支援能力の向上

［目的］国内災害時に子ども・養育者に対する心理社会的支援を担う支援者のキャパシティが強化される

［事業内容］

3-1）東京都において、災害派遣精神医療チーム（DPAT）との共催で指導者養成研修を 1 回実施し、33 人の指導者を養成した。

3-2）医療・福祉・教育・子ども支援関係者や一般市民を対象とした 1 日版研修および紹介研修を全国にて計 51 回実施し、のべ 1,609 名が参加した。そのうち、九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市および東峰村にて、保育士、学童指導員、医師、保健師、障害者等自立支援協議会関係者などを対象に計 4 回の紹介研修を実施した。

3-3）『人道行動における子ども保護最低基準』を日本国内の子ども支援関係者の間に普及するために、同基準の日本語版作成に着手した。

4．東日本大震災復興支援フォローアップ事業

［目的］東日本大震災の影響を受けた子どもと養育者が回復し、子どもたちが緊急準備計画や災害リスク軽減において画期的な変化を起こすための主体となる。

［事業内容］

4-1）教育：

- 給付型奨学金の支給を通じて、震災によって就学が困難となった水産系高校の生徒の学業継続を支援し、水産高校 6 校については 460 人が裨益した。

4-2）子どもにやさしい地域づくり

- 石巻市子どもセンターが行政によって運営できるようサポートを行い、のべ約 27,300 人（子ども約 20,200 人、おとな約 7,100 人）が利用した。
- 山田町ふれあいセンターが行政によって運営できるようサポートを行い、のべ約 9,700 人（子ども約 4,900 人、おとな約 4,800 人）が利用した。

4-3）放射能リテラシー：

- 子ども向け放射能リテラシーハンドブック「みらいへのとびら～知って、考えて、話してみよう 自分のこと、みんなのこと、放射能のこと～」を、福島市、いわき市、楢葉町、双葉町の公立中学校 57 校の生徒と教員に、計 7,156 部配布した。
- 福島県内で子ども・子育て支援活動を行っている民間団体において、子ども向け放射能リテラシーワークショップが普及される体制づくりを進め、3 団体が子ども向け放射能リテラシーワークショップを実施した。

5．熊本地震復興支援

［目的］熊本地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復し、復興プロセスにおける子どもの意見表明権が担保される。

［事業内容］

2016 年に引き続き、主に以下の活動を通じて、のべ 20,830 人（子ども 16,476 人、おとな 4,354 人）に支援を届けた。

- 給食支援： 給食センターが被災した益城町の小・中学校計 5 校にて、給食食器を提供した。
- 学校活動などへの支援: 益城町の中学校で職場体験の際に必要な交通手段や、御船町の中学校のものづくり部や小学校のジュニアソフトボール部が全国大会に出場するための遠征費を支援した。
- 給付金の提供：子どもたちの夏休みの学習、文化・スポーツ活動、学校生活、進学・就職に支障が出ないように、被災もしくは経済的に困窮している益城町・御船町をはじめ被災した中高生のべ 1,839 人に給付金を支給した。また、給付金の受給者をはじめとするひとり親家庭に対して、保護者向けのセミナーや子ども向けのイベントを実施した。
- 防災用品の配布: 上益城郡 4 町（嘉島町、甲佐町、益城町、山都町）の小・中学校、保育所に、防災ずきんを追加配布した。
- 学童保育への支援：益城町の学童保育指導員に対する研修を行い、31 人が参加。
- 子どもたちによる報告会の実施： 熊本地震からの教訓や知見を共有するために、益城町の小中学生の子どもたち 6 人が、2 回の報告会を通じて、復興や防災に対する思いを発信した。

6．鳥取地震緊急支援

［目的］鳥取県中部地震の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

給食センターが被災した倉吉の全小・中学校計 18 校にて、保護者の経済的負担の軽減のため、弁当給食の費用の一部を支援した。

7．九州北部緊急支援

［目的］九州北部豪雨の影響を受けた子どもと養育者が日常性を回復する。

［事業内容］

7 月 5～6 日の九州北部豪雨発生を受け出動を行い、7 日から行政や避難者へのアセスメントおよび緊急支援物資の配布を行った。その後は、主に以下の活動を通じて、のべ 1,190 人（子ども 468 人、おとな 722 人）に支援を届けた。

- 子どもに対する心理社会的支援：避難所となっている小学校で子どもの安心・安全な遊び場「こどもひろば」を実施すると同時に、福岡県朝倉市・東峰村の保育士をはじめとする子ども・子育て支援関係者 245 人を対象に「子どものための PFA」研修を実施した。
- 保育所・学童保育への支援：被災した福岡県朝倉市の保育所・学童保育所計 3 ヶ所へ備品提供を行った。また、大分県日田市の学童保育所 1 ヶ所に、夏休みの保育を保障するために職員を派遣すると同時に、日田市の学童保育支援員 51 人を対象に研修を行った。
- 給付金の提供：子どもたちの学校生活、進学・就職に支障が出ないように、福岡県朝倉市・東峰村の中高生 69 人に給付金を支給した。

VII.アドボカシー

1．SDGs 国内実施に向けたアドボカシーおよび SDGs に関する普及・啓発

［目的］ 2015 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の国内実施に向けたアドボカシーを行い、市民社会の提言を反映させる。また、SDGs の認知を向上させるための普及・啓発を行う。

［事業内容］

- SDGs 市民社会ネットワークの中心メンバーとして、日本政府の SDGs 国内実施に向けたアドボカシーをリードし、政府その他ステークホルダーと市民社会の対話を促進した。また各政党との対話を実施し、SDGs に関する議員連盟の設立など、SDGs 国内実施の政治的機運の向上に向けた働きかけを行った。さらに各種メディアに対し SDGs に関する啓発・発信を行い、また学術界、労働組合、生活協同組合など幅広いセクターとの関係構築を行った。
- SDGs の進捗状況を国際レベルで共有する 7 月の国連ハイレベル政治フォーラムでは、日本政府の自発的国別レビューの発表に向けた市民社会の評価報告書の策定をリードし、政府の発表内容に対し、一定の影響を与えた。
- SDGs の目標 16、ターゲット 16.2 の「子どもに対するあらゆる暴力の撤廃」を目指す「子どもに対する暴力撤廃のためのグローバル・パートナーシップ」に日本政府が積極的に関与するよう、他の子ども支援・人権 NGO と連携して働きかけを実施した。
- 各種シンポジウム、セミナー、勉強会、学会等で講演を行い、SDGs に向けたセーブ・ザ・チルドレンおよび市民社会のポジションを広く啓発・発信し、SDGs の実施における市民社会の重要性をアピールした。

２．グローバル・キャンペーンの展開、「最も脆弱な立場に置かれた子どもたち」に焦点を置いたアドボカシーと啓発

［目的］　グローバル・キャンペーン EVERY LAST CHILD（誰一人子どもを取り残さない）のもと、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを取り巻く障壁や課題の解決に向けたアドボカシーや啓発活動を行う。

［事業内容］

- 保健、栄養、教育、子どもの保護、紛争・人道危機などの各テーマにおいて、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちの課題に焦点を置き、基礎社会サービスへのアクセス向上や格差・差別を解消するシステムの構築に向けたアドボカシーや啓発活動を行った。
- 6 月の国際子どもの日にセーブ・ザ・チルドレンが発表した世界子どもレポート「奪われた子ども時代」を日本で発表し、すべての子どもが「子ども時代を過ごす権利」を享受できるよう各国首脳に求める署名活動を展開した。署名は国連総会に向けて日本政府に提出し、脆弱な立場に置かれた子どもの課題に対する日本政府のコミットメントを求めた。
- 各種シンポジウム、セミナー、勉強会等での講演を通して、「誰一人子どもを取り残さない」ためのセーブ・ザ・チルドレンのコミットメントや活動へのアプローチについて広く啓発・発信を行った。

３．保健援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］　SDGs の 3 番目の目標「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」、特にターゲット 3.2 の「新生児および 5 歳未満児の予防可能な死亡の根絶」およびターゲット 3.8 の「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 日本政府との国内の保健 NGO ネットワークとの定期懇談会で、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の普及・促進に向けた政策やパートナーシップ、また「女性、子ども、および青少年のための世界戦略」を支援する資金枠組である「グローバル・ファイナンシング・ファシリティ」等について意見交換を行い、最も脆弱な立場に置かれた子どもたちを含むすべての人々の保健へのアクセス達成に向けた情報収集・共有やアドボカシーを行った。
- 12 月に日本政府、世界銀行、国連各機関、JICA 等が共催した UHC フォーラム 2017 に参加し、セーブ・ザ・チルドレン UK や他の市民社会との連携によるアドボカシーやサイドイベント、パブリックイベントの開催に関わり、「すべての人々の健康」を草の根の視点から訴え、市民社会の存在感を示した。

４．栄養援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］SDGs の 2 番目の目標「飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、特にターゲット 2.1 の「飢餓の根絶と栄養ある食料へのアクセス」およびターゲット 2.2 の「あらゆる形態の栄養不良の解消」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化、ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2016 年度に引き続き、海外財団からの助成金により、関連省庁その他ステークホルダーへの栄養改善の取り組み強化を働きかけた。4 月に実施した 2016 年世界栄養報告の日本語版発表セミナーでは、世界栄養報告の執筆者やセネガル政府栄養対策担当者／SUN（Scaling Up Nutrition－栄養のための取

り組み拡充）執行委員会共同議長、セーブ・ザ・チルドレン UK 栄養政策アドバイザー等を招聘し、栄養改善に関する活発な議論の場を提供し、またマルチステークホルダーの連携促進につなげた。

- 5 月の G7 タオルミーナ・サミットでは、セーブ・ザ・チルドレンの G7 国メンバーおよび国内外の栄養 NGO ネットワークとも連携し、栄養改善や飢餓への支援強化に向けた G7 首脳のコミットメントを求めるアドボカシーを行った。G7 成果文書ではアフリカ・中東の飢餓の問題に対する一定のコミットメントが言及された。
- 前年に引き続き、日本政府に対して国際栄養分野の国家戦略の策定と資金拠出を働きかけた。また、ロンドン、リオデジャネイロに続き、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにおいて栄養への資金コミットメントを伴う会合を日本政府が開催するよう、国際的な栄養ネットワークとの連携のもと働きかけを行い、12 月の UHC フォーラム 2017 において、安倍総理より 2020 年栄養サミットの開催が発表された。
- 10 月に栄養に取り組む他 NGO、国際機関との連携により国内初の「緊急下の栄養」研修を開催し、NGO、国際機関、政府、学術界、民間企業より幅広い参加のもと、活発な学習・議論の場を提供した。

５．教育の援助政策・支援の強化に関するアドボカシー

［目的］　SDGs の 4 番目の目標「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」の達成に向けて、日本政府の政策・支援の強化と ODA 増額、説明責任の向上等へのアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 2016 年度に引き続き、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルとの連携のもと、紛争など緊急下の子どもの教育機会の確保に向けた基金「Education Cannot Wait」に日本政府が資金拠出を行うようアドボカシーを行った。
- 2 月のセネガル・ダカールでの増資会合に向け、教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）として日本からの拠出、特に初等教育への重点化を働きかけた。国会議員の協力を得て、財務省・外務省との協議を継続して実施し要望を挙げた他、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE）議長来日の際には意見交換を行った。
- 5 月の G7 タオルミーナ・サミットでは、セーブ・ザ・チルドレンの G7 国メンバーとの連携により、難民の子どもの教育へのアクセス改善に向けた G7 首脳のコミットメントを求めた。
- 学校が攻撃対象とならないよう、学校の軍事利用を最小限に留めることを目的とした「武力紛争下の学校・大学の軍事利用防止のためのガイドライン」に主体的にコミットする「学校保護宣言」への日本政府の署名を求めて、他の人権 NGO との連携によるアドボカシーを行った。

６．紛争・人道危機の援助政策・支援強化に向けたアドボカシー

［目的］　シリアなどの紛争・人道危機下の子どもに対する支援強化や支援体制の改善に向けたアドボカシーを行う。

［事業内容］

- 3 月に紛争開始より 6 年を迎えたシリアの子どものメンタルヘルスに関するセーブ・ザ・チルドレンの報告書の発信を行い、日本政府に対する情報共有を行った。また 5 月の G7 タオルミーナ・サミットでは、SC の G7 国メンバーとの連携のもと、難民の子どもの保護と支援体制の改善に向けたアドボカシーを行った。
- ミャンマーのロヒンギャ難民の状況悪化を受けて、ロヒンギャの子どもたちに対する凄惨な暴力行為・性的搾取に関するセーブ・ザ・チルドレンの報告書を発信し、他の人権 NGO との連携により日本政府にミャンマー政府に対する働きかけを強化するようアドボカシーを行い、また国会議員との院内集会を共催した。セーブ・ザ・チ

ルドレンの報告書は国会議員により衆議院外務委員会でも取り上げられ、日本政府に対してより強い対応を求めるためのエビデンスとして活用された。

７．子どもの権利とビジネス原則の普及・啓発と企業による実践強化

［目的］ 「子どもの権利とビジネス原則」に関する普及・啓発や、企業による原則の実践に向けた働きかけを行う。

［事業内容］

- 企業、広告関係者、有識者、NGO など幅広い委員から構成される「子どもの権利とマーケティング・広告検討委員会」で策定し、2016 年 12 月に発表した「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」の周知と企業による取り組みの促進に向けて、内閣府消費者委員会のシンポジウムや消費者団体の勉強会への登壇、人権 NGO との連携によるセミナー開催、関連機関の広報誌への寄稿、消費者新聞のインタビュー等を通して、積極的な発信を行った。また、「子どもの権利とマーケティング・広告検討委員会」は「子どもの権利とマーケティング・広告推進委員会」と名称を改め、委員間の情報共有とアクションプラン策定の会議を開催した。
- 「子どもの権利とビジネス原則」全般に関し、各種セミナーや、勉強会における講演を通して発信し、企業による子どもの権利の尊重と推進に関する啓発を行った。
- 日本政府のビジネスと人権に関する国別行動計画の策定に向けて、「ビジネスと人権国別行動計画市民社会プラットフォーム」に参加し、行動計画策定のプロセスに市民社会が主体的に関与できるよう、政府への働きかけを行った。

2017 年度の事業報告の附属明細書

2017 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上